

令和6年度 年次事業評価書（評価対象年度:令和5年度）施設名:生涯学習プラザ

概要	施設所在地・所管課		日進市浅田町西前田8番地7	所管課:学び支援課
	設置目的		市民の生涯学習活動を促進し、もって教養文化の高揚に資するため	
	指定期間・選定方法		令和4年4月1日～令和9年3月31日	選定方法: 公募
	指定管理者	所在地	日進市浅田平子二丁目245番地	
		団体名・代表者	日進アシスト株式会社 代表取締役 鐘江 俊勝	

	令和4年度	令和5年度	前年度比
指定管理料(市委託料)	15,717千円	15,604千円	99.3%
利用料金収入	3,026千円	3,095千円	102.3%
施設利用者数	31,008人	29,677人	95.7%

分類	評価項目	評価基準		評価点 (5～1点)
共通評価事項	1 法令等遵守	法令、条例、業務仕様書等に基づき、必要な施設の維持管理、点検、報告等が適切に行われている。		4点
	2 清掃業務	業務仕様書に基づき、清掃業務・維持管理が、適切に行われている。		4点
	3 保安警備業務	業務仕様書に基づき、保安・警備業務が、適切に行われている。		4点
	4 業務の委託	第三者への委託の内容は、事前に市の承認を受けており、適切に行われている。		4点
	5 業務記録	業務日誌及び点検、修繕等の履歴を適切に整備し、保管している。		4点
	6 職員の配置	必要な資格、経験を有するものなど、事業計画書に即し、人員を過不足無く配置している。また、従業員の労働条件、賃金水準が、適正に確保されている。		4点
	7 職員研修	施設の設置目的達成のために必要な研修・教育が、適切に行われている。		4点
	8 個人情報保護	利用者の個人情報を保護するための対策を適切に講じられている。		4点
	9 緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保され、また、マニュアルが整備されている。		4点
	10 施設利用の状況	利用者数や施設の稼働率は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。		4点
	11 利用促進業務	施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動が適切に行われ、その効果が認められる。		4点
	12 利用者支援業務	施設利用者が円滑に活動できるように、必要な指導・助言が適切に行われている。		4点
	13 モニタリング	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組が適切に行われている。また、事業報告書等による市への報告・説明が、適切に行われている。		4点
	14 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が、適切に行われている。		4点
	15 収支の状況	利用料収入は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。		4点
	16 予算執行	施設の事業収支は、適切な手続きに沿って執行されている。		4点
特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由 標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由 その他特記事項 (施設所管課)改善に向けた助言等の内容			
		稼働率を上げるため、ロビーへの空き状況の掲示や抽選の際に競合しにくい時間帯を示すなど、予約を取りやすくなるよう利用者への案内を実施した。 また、自主事業として、利用団体の活動発表の催しを開催することで、利用者満足度の向上に寄与した。		

個別評価事項 (設置目的に応じた内容)	1 安全対策	高齢者への配慮が行なわれ、日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されている。	4	点
	2 地域への配慮	周辺住民への配慮を適切に行っている。	4	点
	3 収入の増加	収入を増加するための具体的な取り組みがなされている。	4	点
	4 行政協力	市の防犯・救急救命活動・行事等に協力している。	4	点
	特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由		
		標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由		
		その他特記事項	限られた駐車スペースを有効活用出来るよう、利用団体に対して乗り合わせや、縦列駐車 of 協力を仰ぎ、近隣への無断駐車等を防ぐように努めた。	
		(施設所管課)改善に向けた助言等の内容		
総評	課題点に対する取組状況 ※昨年度指摘した課題は解消されたか。	昨年度に引き続き、利用者数についてはコロナ禍以前までの水準を維持出来ている。 老朽化する設備については、利用者の声を聞きながら、貸し出し業務に影響が出ないよう調整しながら修繕している。	合計	
			80	点
	一年間の総評 ※点数では表すことができない、指定管理者の管理運営業務における創意工夫や改善等を幅広く記載する。	利用者との距離感が近く、長きに亘り継続利用している団体も多く、安心して利用できる体制が整えられている。今後も利用者の目線に立った、きめこまやかなサービスの提供を継続していただきたい。 老朽化が進んでいる設備については、引き続き、保守点検での指摘や日々の日常の異常に注視し、市との情報共有に努め、利用に支障のないよう努めていただきたい。	総合判定	
			A	

y

判定基準	5点…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	4点【標準点】…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	3点…基本協定書等の内容は遵守されているが、これを上回る部分がなく課題の解消が必要な部分がある。
	2点…基本協定書等の内容を一部下回るものがあり、改善に対する課題がある。
	1点…管理運営が適切に行われたとは認められず、抜本的な改善を要する。

総合評価基準	S【優良】合計85点以上…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	A【良好】合計70点～84点…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	B【適正】合計60点～69点…一部に課題の解消が必要な部分があるが、概ね妥当である。
	C【改善】合計50点～59点…期待する水準を満たす状況になく、改善が必要である。
	D【抜本的改善】合計49点以下…期待する水準を大幅に満たしておらず、抜本的な改善が必要である。